

# 伊勢市人権教育基本方針

2007年(平成19年)1月策定  
2026年(令和8年)3月改定  
(伊勢市教育委員会)

20世紀は、2度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、人権の尊重こそが平和の基礎であるという、貴重な教訓を得ました。国際連合は、この教訓を形あるものにするため、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、あらゆる人々の人権を守ることを加盟国に求めるとともに、その精神を世界に発信しました。その後、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約を採択し、人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めてきました。

また、国際連合は、21世紀に向けて人権という普遍的文化の創造をめざし、平成6年(1994年)「人権教育のための国連10年」を決議しました。この取組は、「人権の世紀」と言われる21世紀に引き継がれ、平成17年(2005年)からは、「人権教育のための世界プログラム」として今日に至り、加えて、持続可能な開発目標の土台にも人権が据えられ、主要な役割を果たすとされています。

わが国は、日本国憲法の保障する基本的人権の確立に向け、各種の法律や制度の整備を進め、さまざまな条約を締結するなど国際社会の一員として具体的な取組を進めてきました。

平成9年(1997年)に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定し、平成12年(2000年)には、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定するとともに、それを受けて平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」、令和7年(2025年)に「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」を策定し、人権尊重の教育を積極的に推進しています。

伊勢市は、平成17年(2005年)11月に4市町村が合併し、新伊勢市として誕生しました。旧市町村においてそれぞれ取り組まれてきた人権施策をより充実・発展させ、平成18年(2006年)「人権尊重都市」を宣言し、その趣旨に則り、同年「伊勢市人権尊重条例」を施行し、人権が尊重され守られる、明るく住みよい社会の実現を図ることをめざして取り組んでいます。平成24年(2012年)には、「伊勢市人権施策基本方針」を策定(令和6年(2024年)改定)し、人権課題の解決のための取組を総合的に展開する人権行政を進めるとともに、人権が尊重される、差別のない社会を一日も早く実現するよう、人権教育を推進しています。

学校教育においては人権尊重の精神と豊かな人間性を養い、一人ひとりの学力・進路を保障するとともに、幼児・児童・生徒(以下「子ども」という。)がより良い人間関係を築くことができるような取組を推進しています。さらに、さまざまな人権課題を解決するための教育についても幅広く取り組み、豊かな人権感覚を育てています。また、社会教育においては、市民に対して講演会、講座を開催するなど多様な啓発を進めています。

しかし、時代の変化とともに、SNSの普及によるトラブル等、市民が直面する人権課題は多様化しており、これまで以上にあらゆる分野における人権教育が必要とされています。

今後は幅広い人権課題について、さまざまな方法での人権教育を推進していく必要があります。

これらの人権課題を一日も早く解決し、人間の尊厳への理解を深め、基本的人権が真に尊重される社会の実現には、人権教育の果たす役割は大きく、同時に、市民自らの積極的な人権教育への参画は欠かすことのできないものです。

人権教育は、人間の尊厳について学び、その尊厳を社会の中で確立するための方法と手段について学ぶものであり、乳幼児期から高齢期に至るそれぞれの発達段階に応じて学習を行っていくものです。人々は、この人権教育を通して自らの権利を行使することの意義や他者の人権を尊重することの必要性を学び、豊かな人権感覚と人間関係を築き上げていけるものと確信します。そして、その成果は人権が尊重されるまちづくりや社会づくりに活かされていくものであると期待します。

そのためには、学校教育・社会教育が相互に連携をはかりつつ学習者の発達段階や取り巻く環境を考慮し、人権教育・学習の機会を充実させるとともに、生涯学習としての人権教育・学習を支援していく学習環境等の条件整備を積極的に行う必要があります。また、効果的な推進体制を確立していくためには、学校、地域、家庭、職場等のそれぞれがその役割や責任を明確にし、連携・協力を図っていかねばなりません。

以上の考えに立ち、次のとおり教育のあらゆる分野において人権教育を推進します。

## <学校教育における人権教育>

子どもの望ましい人間関係を形成し、人権尊重の精神に貫かれた、自ら考え行動できる力を育むためには、学校の教育活動全体を通して、一人ひとりの存在や思いが大切にされる学校をつくることが重要です。子どもの個性が輝き、人権感覚あふれる学校づくりを推進するため、以下の取組を行います。

### ○ 自他の価値を尊重する意識を育む教育活動や学校運営を行います

- ・子どもの自尊感情を高め、学力・進路を保障するとともに、子どもがより良い人間関係を築くことができるような多彩な取組を推進します。
- ・学校における多様性、包摂性を高めるとともに、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが自らの権利を認識し、行使できるような取組を推進します。
- ・教育関係者が、人権課題について認識を深め、差別を解消するための自らの責務を自覚し、積極的に人権教育を推進できるよう研修の充実を図ります。

### ○ 自他の人権を守る実践行動ができる力を育むため、計画的かつ組織的な取組を進めます

- ・学校教育目標に人権教育目標を明確に位置付け、家庭や地域と連携し、総合的に人権教育を推進します。
- ・人権に対する正しい理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの人権感覚を高め、さまざまな人権課題を解決しようとする実践力を身に付けることができるよう、人権教育推進計画や人権教育カリキュラムに基づき、人権教育を推進します。

## ＜社会教育における人権教育＞

市民の人権意識の高揚のためには、人権に関するさまざまな課題を明らかにし、社会のあらゆる場面において人権啓発を含む人権教育を展開していくことが重要です。他者を尊重する大切さを広め、人権尊重の意識を高めるため、以下の取組を行います。

### ○ 実践的な人権教育の充実を推進します

- ・人権学習の機会を充実することにより、差別や人権侵害に対して主体的にその解決を図る態度や実践力を育む教育を推進します。
- ・人権教育を推進するために、市職員及び教職員の意欲や実践力の向上を図り、地域社会における指導者の育成に努めます。

### ○ 市民に対する学習の機会を提供します

- ・市民対象の講演会や講座を開設し、広く人権学習の機会を提供します。また、情報の提供・発信に努めます。

### ○ 多様な主体との人権教育を推進します

- ・企業、民間団体などに人権教育の機会を提供し、支援します。市の機関が連携し、多様な主体との協働により、市民を対象とした人権教育を創出します。